

# 調布市多胎児家庭育児用品等購入支援給付金支給事業 応募の手引き

# 調布市多胎児家庭育児用品等購入支援給付金支給事業とは?

市では、調布市子ども条例の理念である「子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまち」をつくるために、調布市子ども・若者基金を設置し、地域の皆さまからいただいた寄附金等を積み立てています。

この基金を使って、**多胎児(双子や三つ子などのお子様)がいる世帯** で、経済的に支援を必要としている世帯の方を対象に、該当の多胎児が使用する育児用品等購入のための支援給付金を支給する事業です。

# 【支給対象となる多胎児】

本事業申請日において調布市内に住所を有している方で、以下の(1) $\sim$  (3) の要件のいずれかに該当している方。

- (1) 申請日において児童育成手当(※)を受給している世帯に属していること。
  - ※ 児童手当とは別の手当になります。主にひとり親世帯等に対して子ども家庭課から支給 されているものです。
- (2) 給付金の支給を受けようとする年度またはその前年度のいずれかの年度で<u>就学</u> 援助の対象になっている世帯に属していること。
- (3) 給付金の支給を受けようとする年度またはその前年度のいずれかの年度の<u>市民</u> 税が非課税である者で構成する世帯に属していること。

# 【給付対象となる育児用品等】 ※該当の多胎児が使用するもの

- (A) 多胎児用ベビーカーまたはチャイルドシート
- (B) ランドセル
- (C) 制服
- (D) (A)から(C)の育児用品等に類するもので市長が適当と認めたもの

## 【支給金額&回数】

	育児用品等	支給金額	支給回数
(A)	多胎児用ベビーカー	4万円	2歳に達する日前の多胎児1組につき1
	又はチャイルドシート		
(B)	ランドセル	5万円	小学校入学時に支給対象児童1人につき 1回
(C)	制服	4万円	原則として中学校入学時及び高等学校入 学時に支給対象児童1人につき計2回

- ※ 育児用品等の実支出額が支給金額に満たない時は、その実支出額を支給します。
- ※ 口座振込によりお支払いします。詳しくは、支給決定の際にご案内します。

# 【応募方法】

以下①~⑦を子ども政策課窓口にご提出いただくか、郵送にてご提出ください。 なお、育児用品等(A)については<u>購入日から</u>6か月以内、(B)については<u>小学</u> 校入学予定日の1年前から入学後6か月以内、(C)については<u>入学日から</u>6か月 以内の受付になります。

### ☆提出書類☆

- ① 「調布市多胎児家庭育児用品等購入支援給付金支給申請書」
- ② 申請者の本人確認資料(運転免許証,保険証,パスポート等)
- ③ (「就学援助対象世帯」として申請する場合)就学援助を受けている事が分かるもの(認定通知書の写し等)
- ④ (「市民税非課税世帯」として申請する場合で、申請年の1月2日 以降に調布市に転入された方)前住所地の非課税証明書
- ⑤ 育児用品等を購入したことが分かる領収書等(原本)
- ⑥ (「制服」を申請する場合)学生証の写し
- ⑦ その他市長が必要と認める書類
- ※ なお、ご提出いただいた書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 書類の提出先は、4ページ【お申込み・お問い合わせ】をご覧ください。

# 【支給の決定】

書類審査により、申請した経費が助成対象となる要件を満たしているかの確認を 行います。審査結果は、支給の可否に関わらず申請者宛に文書でお知らせします。

支給が決定した申請者には支給決定通知書とともに請求書をお送りしますので、 そちらに振り込み先の口座番号など必要事項をご記入いただき、ご提出ください。 調布市子ども政策課で請求書を受領後、給付金をお支払いします。

# 【給付金の返還】

次の場合は、給付金支給の全部または一部を取り消し、既に支払い済みである場合は、給付金を返還していただきます。

- 1 偽りその他不正な手段により、給付金の支給を受けたとき。
- 2 給付金の支給決定の内容や条件、その他法令又は給付金の決定に基づく命令に違反したとき。
- 3 このほか、市長が返還の必要を認めたとき。

# 【申請前のご相談について】

「私は、申請できますか?」、「この費用は給付対象になりますか?」、「足りない書類はありませんか?」など、

給付金の申請に関するご質問・ご相談は、下記子ども政策課にお願いします。

# 【個人情報の取扱いについて】

個人情報の保護に関する法律に基づき、当事業への申請を通じて皆様からお預かりする個人情報は厳重に取り扱い、当事業の運営にのみ使用します。個人情報を申請者の承諾なく第三者に提供することはいたしません。

# 【お申込み・お問合せ】

〒182-8511 調布市小島町2-35-1 調布市 子ども生活部 子ども政策課(調布市役所3階) 電話042-481-7105・7757 FAX 042-499-6101

E-mail kodomo@city.chofu.lg.jp

☆支給申請書は、市のホームページ (https://www.city.chofu.lg.jp)からダウンロードすることもできます。

